

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、登録を受けて開設する無線局について述べたものである。電波法（第4条及び第27条の21）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 A 他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するものを C 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の総務大臣の登録を受けて開設する無線局は、総務大臣の免許を受けることを要しない。

A	B	C
1 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める周波数を使用して
2 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める周波数を使用して
3 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める区域内に
4 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める区域内に

A－2 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の電源について述べたものである。無線設備規則（第38条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備の電源は、 A 、これらの設備を動作させ、かつ、同時に B を充電するために十分な電力を供給することができるものでなければならない。
- ② ①の電源は、その電圧を定格電圧の C 以内に維持することができるものでなければならない。

A	B	C
1 その船舶の航行中	双方向無線電話	±20パーセント
2 その船舶の航行中	無線設備の電源用蓄電池	±10パーセント
3 できる限り常時	双方向無線電話	±10パーセント
4 できる限り常時	無線設備の電源用蓄電池	±20パーセント

A－3 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置を執ることを求めることができる。
- 3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数及び空中線電力について、海岸局から指示を受けたときは、なるべくその指示に従わなければならない。
- 4 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－4 次の記述は、義務船舶局等（注1）の無線設備であって総務省令で定めるものの操作について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第32条の10）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）は、次の(1)又は(2)に掲げる者でなければ行ってはならない。
(1) 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者であって、A
(2) (1)の無線従事者以外の者であって、次のイ及びロの要件を満たす無線従事者の監督を受けるもの
イ (1)の無線従事者であって、B を行うものとして選任された者
ロ 総務大臣に対しイの選任の届出がされた者
- ② ①の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次の(1)及び(2)のとおりとする（注2）。
注2 航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が特に認めるものは除く。
(1) 次のイからハまでに掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であって、C が可能なもの
イ 旅客船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものであって、国際航海に従事しないものを除く。）
ロ 旅客船及び漁船（注3）以外の船舶（国際航海に従事する総トン数300トン未満のもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものに限る。）及び国際航海に従事しないものを除く。）
注3 専ら海洋生物を採捕するためのもの以外のもので国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。以下同じ。
ハ 漁船（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）
(2) (1)のイからハまでに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（電波法施行規則第28条の2（義務船舶局等の無線設備の条件等）第1項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は同規則第12条（具備すべき電波等）第6項第2号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

A	B	C
1 船舶局無線従事者証明を受けているもの	無線設備の運用及び管理	デジタル選択呼出装置による通信及び船舶自動識別装置による通信
2 総務省令で定める業務経歴を有するもの	無線設備の運用及び管理	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信
3 船舶局無線従事者証明を受けているもの	無線設備の操作の監督	デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信
4 総務省令で定める業務経歴を有するもの	無線設備の操作の監督	デジタル選択呼出装置による通信及び船舶自動識別装置による通信

A－5 混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、重要無線通信を行う無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害をなるべく与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、重要無線通信を行う無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害をなるべく与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A－6 海上移動業務の無線電話通信において、無線局が不確実な呼出しを受信した場合の応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条、第23条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、(1) こちらは (2) 自局の呼出名称 (3) どうぞ を順次送信して、直ちに応答しなければならない。

A－7 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第74条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が

A

 場合においては、人命の救助、災害の救援、

B

 又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- ② 総務大臣は、①の通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- ③ 総務大臣は、②の措置を講じようとするときは、

C

 の協力を求めることができる。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある	情報の収集	防災関係機関
2 発生するおそれがある	情報の収集	免許人又は登録人
3 発生し、又は発生するおそれがある	交通通信の確保	免許人又は登録人
4 発生するおそれがある	交通通信の確保	防災関係機関

A－8 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信の相手方又は通信事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

A－9 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第53条、第66条、第70条の6、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2 無線局は、遭難通信を行う場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 5 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。

A－10 無線局（登録局を除く。）の主任無線従事者の職務に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 3 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し総務大臣に対して報告すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A－11 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(3)までに掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

- (1) デジタル選択呼出装置を使用する場合
F1B電波 A 、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHz
- (2) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合
J3E電波 B 、4,125kHz、6,215kHz、 C 、12,290kHz若しくは16,420kHz又はF3E電波156.8MHz
- (3) 無線電話を使用する場合（(2)に掲げる場合を除く。）
A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz又は通常使用する呼出電波

A	B	C
1 2,187.5kHz	2,177kHz	8,376.5kHz
2 2,174.5kHz	2,182kHz	8,376.5kHz
3 2,174.5kHz	2,177kHz	8,291kHz
4 2,187.5kHz	2,182kHz	8,291kHz

A－12 次の記述は、遭難警報に対する海岸局及び船舶局の応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、 **A** の電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3（注）に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報が **B** の電波を使用するものであるときは、受信から **C** の間隔を置いて送信するものとする。
- 注 遭難警報に対する応答

- ② 船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、 **A** と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(6)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) <input type="text"/> D | 1回 |
| (2) 遭難警報を送信した無線局の識別信号 | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の識別信号 | 3回 |
| (5) 受信しました | 1回 |
| (6) <input type="text"/> D | 1回 |

	A	B	C	D
1	当該遭難警報を受信した周波数	超短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下	パン パン(又は「緊急」)
2	国際遭難周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	5分以上	パン パン(又は「緊急」)
3	当該遭難警報を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下	メーデー(又は「遭難」)
4	国際遭難周波数	超短波帯の周波数	5分以上	メーデー(又は「遭難」)

A－13 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条、第73条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に **A** の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に **B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに **C** しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の **A** の停止を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。
- 注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。
- ⑤ ①によって臨時に **A** の停止を命ぜられた無線局を運用した者は、 **D** 又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	運用	電波を試験的に発射	その旨を当該無線局に通知	2年以下の懲役
2	電波の発射	電波の質の測定結果を報告	その旨を当該無線局に通知	1年以下の懲役
3	電波の発射	電波を試験的に発射	①の停止を解除	1年以下の懲役
4	運用	電波の質の測定結果を報告	①の停止を解除	2年以下の懲役

A－14 次の記述は、船舶局及び船上通信局の免許状の備え付けについて述べたものである。電波法施行規則（第38条）（注）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法施行規則第38条第4項に規定するものを除く。

- ① 船舶局に備え付けておかなければならない免許状は、A の B に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 船上通信局の免許状は、電波法施行規則第38条第1項の規定にかかわらず、C に備え付けなければならない。

A	B	C
1 通信操作を行う場所	できる限り上部	その無線設備の常置場所
2 通信操作を行う場所	見やすい箇所	総務大臣が別に指定する場所
3 主たる送信装置のある場所	見やすい箇所	その無線設備の常置場所
4 主たる送信装置のある場所	できる限り上部	総務大臣が別に指定する場所

A－15 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における船舶局又は船舶地球局による遭難警報又は遭難呼出しの送信に関する次の記述のうち、無線通信規則（第32条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶から陸上向けの遭難警報又は遭難呼出しは、船舶が遭難していることを海岸局又は海岸地球局を経由して救助調整本部に警報するために使用する。これら警報は、衛星経由（船舶地球局又は衛星EPIRBから）の送信の利用及び地上業務（船舶局及びEPIRBから）の利用を基本とする。
- 2 船舶から船舶向けの遭難警報は、遭難船舶の付近にいる他の船舶に警報するために使用するものであり、VHF及びMFの周波数帯における無線電話の使用を基本とする。さらに、HFの周波数帯を使用する。
- 3 デジタル選択呼出手順のための装置を備える船舶局は、できる限り多くの船舶の注意を喚起するため、遭難警報に引き続いて直ちに遭難呼出しを送信しなければならない。
- 4 デジタル選択呼出手順を行う機器を備えていない船舶局は、実効的な場合には、周波数156.6MHz（VHFチャンネル12）で、無線電話による遭難呼出し及び遭難通報を送信して遭難通信を開始することができる。

A－16 次の記述は、航空機の無線装備について述べたものである。国際民間航空条約（第30条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から無線送信機を装備し、かつ、運用するための A を受けたときのみ、他の締約国の領域内で又はその領域の上空でその送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、B に従わなければならない。
- ② 無線送信機は、C の当局が発給したそのための特別の免状を所持する航空機乗組員に限って使用することができる。

A	B	C
1 特別の承認	その国が設ける規制	領域の上空を飛行される締約国
2 特別の承認	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則	航空機が登録を受けた国
3 免許状の発給	その国が設ける規制	航空機が登録を受けた国
4 免許状の発給	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則	領域の上空を飛行される締約国

A－17 次の記述は、無線通信要員について述べたものである。S O L A S 条約（改正を含む。）(注) 附属書第 4 章第 1 6 規則の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

船舶は、主管庁が認めるところにより、遭難及び安全に関する無線通信について **A** を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、 **B** に定める証明書を有し、場合に応じ、そのうちの一人は、 **C** 、無線通信について **D** として指名される。

	A	B	C	D
1	資格	無線通信規則	遭難した際	第一の責任を有する者
2	知識及び技能	無線通信規則	緊急の事態が発生した際	全責任を有する者
3	知識及び技能	自国の法令	遭難した際	全責任を有する者
4	資格	自国の法令	緊急の事態が発生した際	第一の責任を有する者

A－18 免許人が無線局の検査の結果について、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けたときの措置に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 3 9 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載しておかなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

A－19 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に関する次の記述のうち、電波法（第 7 9 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣から期間を定めて、無線従事者が無線設備を操作する範囲を制限する処分を受けることがある。
- 2 総務大臣から期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限する処分を受けることがある。
- 3 総務大臣から 3 箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分を受けることがある。
- 4 総務大臣から 3 箇月以内の期間を定めて、無線従事者がその業務に従事することを停止する処分を受けることがある。

A－20 次に掲げる無線局のうち、総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に該当するものはどれか。電波法（第 5 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 2 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。））
- 3 海岸局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

B－1 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

区分 記号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	Q 7 W	パルス変調であって変調パルス列（パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの）	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	電信であって自動受信を目的とするもの
イ	G 1 D	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
ウ	A 3 X	振幅変調であって両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	その他のもの
エ	F 2 B	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
オ	Q 0 N	パルス変調であって変調パルス列（パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの）	変調信号のないもの	無情報

B－2 次の記述は、緊急通信について述べたものである。電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に ア その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が イ までの間（ ウ による緊急信号を受信した場合には、少なくとも エ ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ③ ウ による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に使用している オ の電波により通信を行うことができる。

- 1 陥った場合又は陥るおそれがある場合

2 陥るおそれがある場合

3 終了する

4 自局に関係のないことを確認する

5 モールス無線電信又は無線電話

6 デジタル選択呼出装置

7 3分間

8 15分間

9 周波数

10 周波数以外の周波数

B－3 次の記述は、無線通信(注)の秘密の保護について述べたものである。電波法(第59条及び第109条)の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条(秘密の保護)第1項又は第164条(適用除外等)第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□ア行われる□イを傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② □ウの秘密を漏らし、又は窃用した者は、□エに処する。
- ③ □オがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 特定の相手方に対して | 2 総務省令で定める周波数を使用して |
| 3 暗語による無線通信 | 4 無線通信 |
| 5 無線局の取扱中に係る暗語による無線通信 | 6 無線局の取扱中に係る無線通信 |
| 7 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 | 8 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 9 無線通信の業務に従事する者 | 10 免許人又は無線従事者 |

B－4 総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理したときの審査項目に関する次の事項のうち、電波法(第7条)の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。
- ウ 工事設計が電波法第3章(無線設備)に定める技術基準に適合すること。
- エ その無線局を運用するに足りる技術的能力があること。
- オ 総務省令で定める無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準に合致すること。

B－5 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則(第49条)の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、□アの提示を要求することができる。□イは、この検査が容易となるようにしなければならない。□アは、要求に際して提示することができるように保留していなければならない。□ア又は、これを発給した当局の証明が付された副本を、できる限り、常に局内に提示しておくものとする。
- ② □アが提示されないとき又は□ウが認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、□エことができる。
- ③ さらに、検査職員は、通信士の証明書の提示を請求する権限を有する。ただし、□オの証明を要求することはできない。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1 無線通信規則に適合する旨の証明書 | 2 許可書 |
| 3 局の通信士又は責任者 | 4 船舶の指揮者又は責任者 |
| 5 違反 | 6 明白な違反 |
| 7 その設備に係る資料の提示を求める | 8 その設備を検査する |
| 9 職務上の知識 | 10 職務上の技能 |